

平成21年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名
連 事 年	・	・	

別表六の二(三)付表四 平二十一年・四・一以後開始連結事業年度分

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	
		①	②	①	②	
加入等及び 離脱等 以外の 連結 法人	発生前繰越額は 当期控除額	1	外 円	外 円	外 円	外 円
		2				
		3				
	発生前繰越額は 当期控除額	4	外	外	外	外
		5				
		6				
	発生前繰越額は 当期控除額	7	外	外	外	外
		8				
		9				
	発生前繰越額は 当期控除額	10	外	外	外	外
		11				
		12				
	発生前繰越額は 当期控除額	13	外	外	外	外
		14				
		15				
	発生前繰越額は 当期控除額	16	外	外	外	外
		17				
		18				
	発生前繰越額は 当期控除額	19	外	外	外	外
		20				
		21				
	小 計	22	外	外	外	外
		23				
		24				
加入等をした 連結法人	事業年度又は 連結事業年度	25	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
	発生前繰越額は 当期控除額	26	外 円	外 円	外 円	外 円
	翌期繰越額	27				
	事業年度又は 連結事業年度	29	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
	発生前繰越額は 当期控除額	30	外 円	外 円	外 円	外 円
	翌期繰越額	31				
小 計	発生前繰越額は 当期控除額	33	外	外	外	外
	翌期繰越額	34				
	35					
合 計	発生前繰越額は 当期控除額	36	外	外 ^④	外 ^⑤	外 ^⑥
	翌期繰越額	37				
	38					
	(36)の累積額	39	③	③+④	③+④+⑤	③+④+⑤+⑥

離脱等をした連結法人の平成21年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細

連 結 法 人 名	区 分	・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・	
		試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの	試験研究費の総額等に 係るもの	特別試験研究費 に係るもの
	発生前繰越額は 当期控除額	40	円	円	円
	発生前繰越額は 当期控除額	41			
合 計	発生前繰越額は 当期控除額	42			

別表六の二（三）付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9の2第1項及び第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の9第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「発生額又は前期繰越額」の各欄には、前期のこの明細書のその連結法人に係る「翌期繰越額」の金額を移記します。
- 3 「試験研究費の総額等に係るもの①」及び「特別試験研究費に係るもの②」の各欄の外書には、連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合に、その分割型分割の日の前日を含む事業年度において措置法第42条の4の2第1項及び第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第42条の4第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定により法人税額から控除された金額を記載します。
- 4 「当期控除額」の各欄は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次により記載します。
- (1) 別表六の二(三)付表二の「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額9」に記載がある場合………
「発生額又は前期繰越額」の金額
- (2) 別表六の二(三)付表二の「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄に記載がある場合
- イ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額等に係るもの①」………別表六の二(三)付表二の「(12)× $\frac{(13)}{(14)}$ 15」の金額
- ロ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別試験研究費に係るもの②」………0
- ハ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額等に係るもの①」………別表六の二(三)付表二の「(28)× $\frac{(29)}{(30)}$ 31」の金額
- ニ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別試験研究費に係るもの②」………別表六の二(三)付表二の「(32)× $\frac{(33)}{(34)}$ 35」の金額
- (3) 別表六の二(三)付表二の「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄に記載がある場合
- イ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額等に係るもの①」………別表六の二(三)付表二の「(16)× $\frac{(17)}{(18)}$ 19」の金額
- ロ 最初の超過連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別試験研究費に係るもの②」………別表六の二(三)付表二の「(23)× $\frac{(24)}{(25)}$ 26」の金額
- ハ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「試験研究費の総額等に係るもの①」………別表六の二(三)付表二の「(28)× $\frac{(29)}{(30)}$ 31」の金額
- ニ 最初の超過連結事業年度前の各連結事業年度の「当期控除額」のうち「特別試験研究費に係るもの②」………別表六の二(三)付表二の「(32)× $\frac{(33)}{(34)}$ 35」の金額